

奥州市監査委員告示第19号

令和2年11月16日付け奥州市監査委員告示第18号により公表した定期監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により奥州市長から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年11月24日

奥州市監査委員 千 田 永

奥州市監査委員 千 葉 洋 一

奥州市監査委員 加 藤 清

1 監査実施期日

予備監査 令和2年6月10日及び11日

本監査 令和2年7月2日

2 措置を講じた旨の通知の受理日

令和2年11月18日

3 留意改善を要する事項及び措置内容

部課等名	留意改善を要する事項	措置内容
国民宿舎サンホテル衣川荘	服務事務において、時間外勤務命令簿に記載誤りがあるなど時間外勤務命令に不備があるものが7件、辞令書に記載誤りがあるものや任用伺いに履歴書の添付がないものがあるなど臨時的任用職員の任用手続きに不備があるものが2件、振替簿に振替時間の記載がないなど振替手続きに不備があるものが1件あるなど、適切さを欠く事務処理が見受けられたので、関係例規を遵守のうえ、改善されたい。	不備のあった服務事務の記載誤りは訂正し、これにより生じた賃金等の支給誤りは正規の額に修正処理を完了しました。また、未記載のものは記載し、未添付書類は添付いたしました。 昨年度からこれらの原因と改善すべき事項について従業員に周知、確認するとともに、衣川総合支所職員の指導を受けて適正な事務に取り組んできたところですが、残念ながら事務誤りの根絶に至らなかったものです。